

# 猫の飼い方、飼い主のいない猫について

更新日：2024年08月02日

猫の飼い方、飼い主のいない猫との接し方を正しく理解していますか？間違えて理解していることで、ご近所トラブルになる事例が発生しています。トラブルにならないように正しく理解し、責任をもって面倒を見ましょう。

## 猫の飼い方について

### 1. 終生飼養しましょう。

最期を看取るまで飼うことが、飼い主としての責任です。**絶対に捨てないでください。**

猫を捨てたり、傷つけたりすると動物愛護法違反により処罰の対象となります。

### 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

**第四十四条第3項 愛護動物を遺棄したものは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する**

### 2. 屋内で飼いましょう。

屋内で飼うことで、飼い猫の不慮の事故や迷子を防げるほか、他の猫とのけんかによる感染症の危険がなく、安全で健康に暮らすことができます。

茨城県では「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例第五条の二」で飼い猫の屋内飼養を努力義務として規定しています。

### 茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年3月19日茨城県条例第8号）

**猫の所有者は、疾病の予防及び不慮の事故の防止等猫の健康及び安全の保持並びにふん尿の放置の防止等周辺的生活環境の保全のため、その所有する猫の屋内での飼養に努めなければならない。**

### 3. 迷子札をつけましょう。

誤って屋外に出て迷子になった際に飼い猫であることがわかるよう、**マイクロチップ**の装着や**飼い主の住所や氏名、連絡先の書いてあるもの**等を首輪に付けましょう。

### 4. 不妊去勢手術をしましょう。

猫は繁殖力がとても強い動物です。望まない不幸な命を生み出さないために不妊去勢手術をしましょう。

東海村では、**犬猫避妊及び去勢手術費補助金**事業を行っています。

## [令和6年度 犬と猫の避妊・去勢手術費用の補助について](#)

### 飼い主のいない猫を減らしましょう

村の皆さまから次のような苦情や相談が寄せられています。

- ・敷地内に猫が入ってきて困っている。
- ・敷地内にふん尿をされ困っている。
- ・近所で子猫が生まれた。など

#### 1. 無責任な餌やり行為はやめましょう。

無責任な餌やりは不幸な命を増やしてしまう原因になります。また、ふん尿や鳴き声などにより、かえって飼い主のいない猫の周囲環境を悪化させてしまいます。餌を与えるのであれば、責任を持って屋内で終生飼養を行いましょう。

#### 2. 敷地内への侵入にお困りの場合は、以下のような侵入防止策が効果があるといわれています。

- ・猫の通り道やふんをする場所に水をまく。
- ・コーヒー豆のかすや柑橘類の皮を庭にまく。
- ・猫が越えられない高さのマットや網を設置する。
- ・市販の猫専用忌避剤や猫対策グッズ（超音波発生器、センサー感知式散水装置、音発生装置）などを利用する。

※村では、飼い主のいない猫の保護は行っておりません。

### 地域猫活動推進事業について

地域猫活動とは、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的として、地域の方々が主体となって、不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探したりする活動のことです。

茨城県では、**地域住民の理解**が得られ、地域猫活動を実践していくグループに対して、不妊去勢手術費用の一部補助等の支援をしています。

[地域猫活動推進事業（外部リンク）](#)

### さくらねこ無料不妊手術事業について

東海村では、公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携して TNR 事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこ TNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのように V 字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

※チケットの申請は村でとりまとめ、毎月5日までにどうぶつ基金に申請します。

チケットの利用可能期間は、どうぶつ基金に申請した翌月1日～末日です。

## 公益財団法人どうぶつ基金とは

動物の適正な飼育法の指導・動物愛護思想の普及等を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設に寄与することを目的とする団体です。

[公益財団法人どうぶつ基金（外部リンク）](#)

## このページに関するお問い合わせ先

村民生活部 環境政策課 生活環境保全担当

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

電話番号：029-282-1711

ファックス：029-282-7944

[メールフォームによるお問い合わせ](#)